

## 役員及び評議員の報酬並びに費用弁済に関する規程

### (目的及び意義)

第1条 この規定は、社会福祉法人もくれい会（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用弁済（以下「報酬等」という。）に関し必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とするものをいう。常勤役員のうち理事は常勤理事及び監事は常勤監事という。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬とは社会福祉法第45条35第1項で定める報酬、賞与其他法人と委任関係にある役員及び評議員等の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
- (6) 費用とは、職務執行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

### (報酬の支給)

第3条 法人は、役員の職務執行に対して報酬を支給することができる。

2 評議員にこの規程に定めるところにより報酬を支給することができる。

3 常勤理事で使用者としての立場を有する者に対しては、報酬は支給しない。但し正規の勤務時間外に開催される理事会等に出席した場合は、非常勤理事に準じて報酬を支給する。

### (理事会及び評議員会の出席報酬等)

第4条 理事長及び理事が理事会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第5条の報酬及び実費弁償を支払わないものとする。

2 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

### (理事長等の勤務報酬等)

第5条 理事長等が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 常勤理事が理事会以外の日において、理事長等の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。ただし、常勤理事で使用者としての立場を有する者に対して報酬は支給しない。

3 理事が理事会以外の日において、理事長等の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

4 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(監事の報酬等)

第6条 監事が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償を支払うことができる。なお、理事会に出席し、同日にあわせて監事業務を行った場合であっても、第2項の報酬及び実費弁償費を支払わないものとする。

- 2 監事が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合には、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。
- 3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(費用弁償)

第7条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、必要により事前に概算払い、出張終了後清算することができる。

- 2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は通勤費支給基準に準ずる。
- 3 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、別表3により報酬及び旅費等を支給することができる。
- 4 旅費は、実費を支給する。
- 5 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給することができる。
- 6 旅費は実費を考慮し、増額することができる。

(報酬等の支給方法)

第8条 報酬は、通貨をもって本人に支払うものとする。ただし、常勤役員については本人名義の金融機関口座に振り込むものとする。

- 2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があった立替金等を控除して支給する。

(公表)

第9条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法45条35に定める報酬等の支給にの基準として公表する。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

(補足)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則 この規程は、平成29年4月1日（定時評議員会の議決日）から施行する。

別表 1 (出席報酬日額)

名 称	職 務	報 酬
理事会出席報酬等	理事	3, 3 4 1 円
	監事	3, 3 4 1 円
評議員出席報酬等	評議員	3, 3 4 1 円
	理事	3, 3 4 1 円
	監事	3, 3 4 1 円

別表 2

名 称	報 酬
理事長等業務報酬 (日額)	3, 3 4 1 円
理事長等業務報酬 (月額)	3 3, 4 1 1 円
理事業務報酬 (日額)	3, 3 4 1 円
監事監査指導報酬 (日額)	3, 3 4 1 円

別表 3 (出張旅費等)

旅 費	宿泊費	日 当	その他
実 費	実費 (~20,000 円)	3, 0 0 0 円	実費